

整理番号 38

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	駐車場賃借料 ( 30年 8月分)		
年月日	平成30年 8月 1日~平成30年 8月 31日	金額	10,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

≪領収書

【 領 収 証 】

桜井勝郎事務所 H30年 7月 17日 様

金額

¥10,000

但 駅西ガレージNo.5 H30年8月分賃料 として

内訳

印紙



(株)ティーオーケー  
代表取締役 大場 泰介  
島田市幸町12-20  
Tel.(0547)37-1333



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,000 円	100%	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	39
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料 ( 30 年 8 月分)		
年 月 日	平成30年 8月1日~平成30年 8月31日	金 額	50,000 円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>>          	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	50,000 円	/	50,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様

¥ 50,000円





但し、平成30年8月分事務所使用料  
入金日平成30年8月7日 上記正に領収いたしました。

島田市日之出町一1 島田商工会議所会館内5階  
協同組合静岡文化振興会 理事長 矢澤雅則



整理番号 40

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 ( 30年 8月分)		
年月日	平成30年8月1日~平成30年8月31日	金額	20,088円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

年 月 日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
1				
2				
3				
4				
5	30-08-22 BF	*20,088	静銀リース(株)	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a) 20,088円	按分率(b) /	政務活動費支出額(a×b) 20,088円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 41

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	熊本県視察・聴き取り調査		
年月日	平成30年7月11日~平成30年7月12日	金額	79,789 円

目的	治山、砂防事業の推進のための土砂災害地域の視察研修
使途	熊本県視察・聴き取り調査 交通費・宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	別紙

《領収書貼付枠》

領 収 証

No. 055000 J

RECEIPT

平成30年8月24日

ご氏名 桜井 勝郎 様

(ご注意)

本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ￥ 79,789-

ただし、治山砂防事業推進のための土砂災害地域の視察研修  
費用として平成30年7月11日~12日(熊本県)

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込 8/3
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他( )

上記金額正に領収いたしました。



株式会社日本旅行 静岡

岡 営業本部 支店



NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者名

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	79,789 円	100%	79,789 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年7月13日</p> <p>会派名・議員氏名 さくらの会 桜井勝郎</p>					
目 的	<p>治山、砂防事業推進の為に砂災害地域の視察・研修</p>				
年 月 日	<p>平成30年7月11日～12日</p>				
場 所	<p>熊本県南阿蘇郡阿蘇村</p>				
内 容	<p>1 行程 別紙</p> <p>2 応対者 別紙</p> <p>3 聴取内容 別紙</p> <p>4 所見 県政への反映 別紙</p>				

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

平成30年7月23日

請 求 書静岡県議会議員 桜井勝郎 様

毎度格別なお引き立てを頂き有り難うございます。  
下記の通りご請求申し上げますので宜しくお願い致します。

ご請求金額

79,789

円

日付	種別・摘要	単価	数量	金額
7月11日	静岡県議会 治山砂防事業推進議員連盟			
~	平成30年度現地視察(熊本県)			
7月12日	航空代金(富士山静岡⇒福岡)	16,500	1	16,500
	航空代金(鹿児島⇒富士山静岡)	13,500	1	13,500
	貸切バス代(1日目)	21,453	1	21,453
	貸切バス代(2日目)	11,200	1	11,200
	宿泊代(熊本市内 1泊朝食)	10,800	1	10,800
	乗務員経費	2,736	1	2,736
	添乗員経費	3,600	1	3,600
合計金額				79,789

お支払いのほうは、8月31日 までをお願い致します。

\*恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます。

振込先

みずほ銀行  
十五号支店  
普通預金口座:3101072  
口座名義:株式会社日本旅行

株式会社 日本旅行 静岡支店

〒420-0857 静岡市葵区御幸町6-静岡セラルビル9階

TEL:054-254-8375

FAX:054-254-8374

支店長 星野 道佳  
担当者

# 《視察報告書》

静岡県議会 治山砂防事業推進議員連盟

平成 30 年度現地視察(熊本県)



平成 28 年 4 月熊本地震  
阿蘇大橋地区（熊本県阿蘇郡南阿蘇村）

平成 30 年 7 月 11 日・12 日



### 1 視察の目的

治山・砂防事業推進議員連盟では、例年、安心して暮らせる社会基盤整備の知識の習得を目的に現地視察を実施しており、平成 28 年度から県外視察を実施している。

今年度は、地震や集中豪雨による土砂災害発生箇所への緊急的な対策等の参考とするため、熊本地震や平成 24 年九州北部豪雨における被災箇所での治山・砂防事業を視察する。

### 2 視察の概要

①視 察 日：平成 30 年 7 月 11 日(水)、12 日(木)

②視 察 先：熊本県阿蘇郡南阿蘇村、菊池市

③集合場所：富士山静岡空港 ターミナルビル 1 F 総合案内所前（団体カウンター前）

④集合時間：7 月 11 日 8 時 25 分

⑤宿 泊 先：ザ・ニューホテル熊本

(熊本市西区春日一丁目 13 番 1 号 (Tel:096-326-1111) )

⑥解散場所：富士山静岡空港

⑦解散時間：7 月 12 日 16 時 45 分

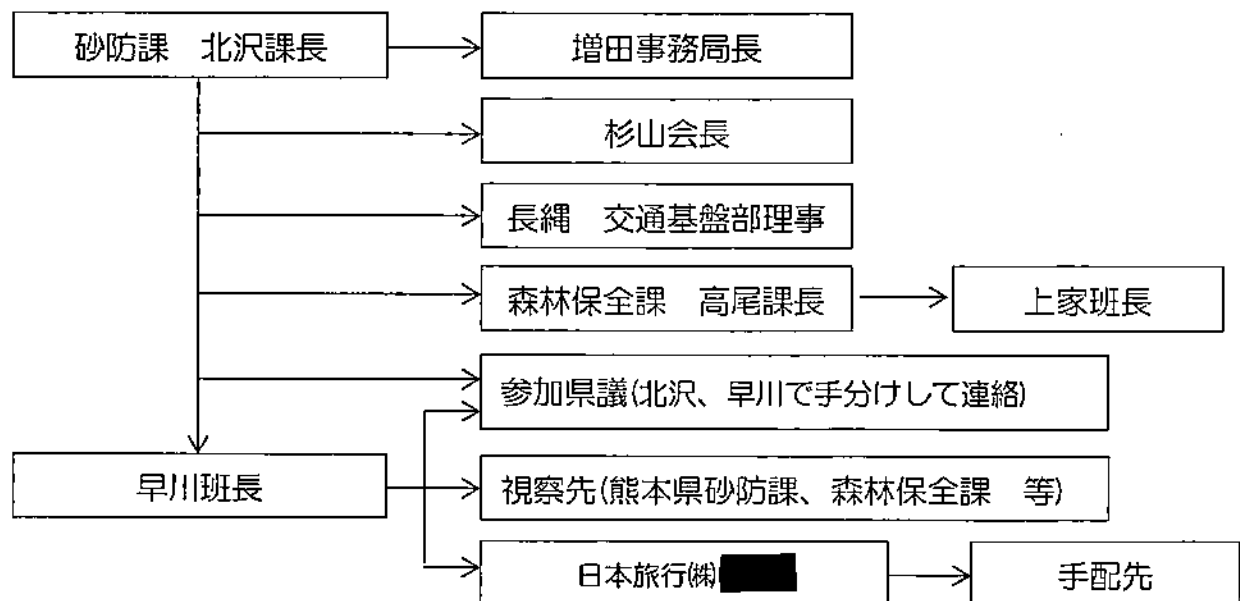
### 3 有事の対応

○当日、航空機が運航するのであれば、視察を実施する。

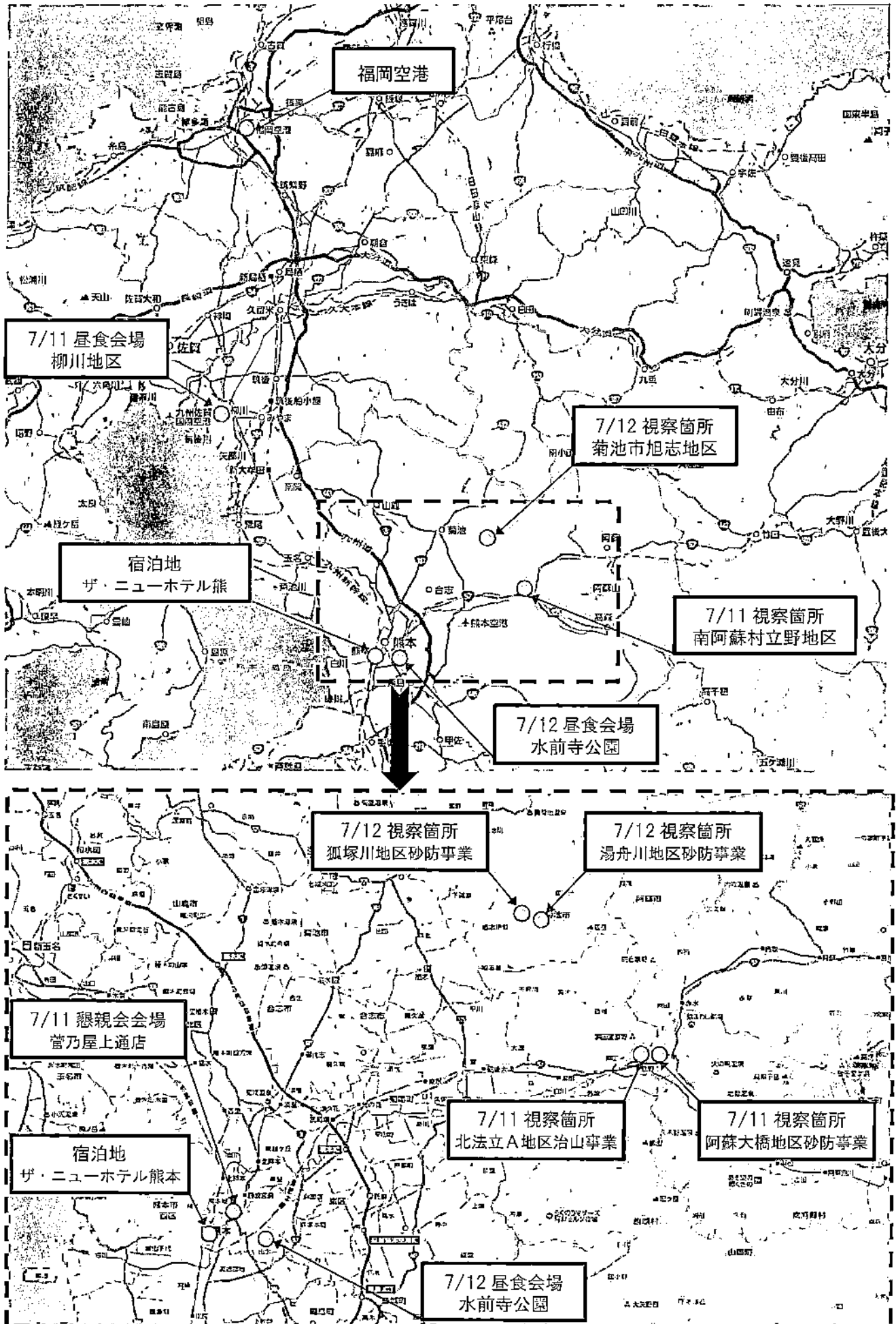
○ただし、前日までに大雨や地震等により、静岡県内若しくは視察先の熊本県等で甚大な被害が発生し、災害対応が必要となった場合は中止する。

○中止の判断は、7 月 10 日(火)までに事務局が判断し、事務局長(増田県議)の了解を得て、県議等へ連絡する。

【連絡ルート】



#### 4 視察位置図



5 参加者名簿

議員名	議連役職	会 派	7/11バス	常任委員会名
野田 治久		自民改革会議	2号車	文化観光
土屋 源由		自民改革会議	1号車	厚生
坪内 秀樹		自民改革会議	2号車	文教警察
鳥澤 由克	会計幹事	自民改革会議	1号車	産業
和田 篤夫		自民改革会議	1号車	厚生
杉山 盛雄	会長	自民改革会議	1号車	建設
木内 満		自民改革会議	2号車	危機管理くらし環境
宮城 也寸志		自民改革会議	1号車	総務
増田 享大	幹事	自民改革会議	1号車	危機管理くらし環境
渡瀬 典幸		自民改革会議	1号車	文教警察
野崎 正蔵		自民改革会議	1号車	文化観光
小長井 由雄	副会長	ふじのくに県民クラブ	2号車	産業
中澤 通訓		ふじのくに県民クラブ	2号車	文化観光
早川 育子		公明党静岡県議団	2号車	厚生
前林 孝一良	幹事	公明党静岡県議団	2号車	文教警察
桜井 勝郎		無所属	1号車	建設

(計 16名)

(事務局)

氏名	職名	所 属	7/11バス	備考
長縄 知行	理事	交通基盤部	1号車	
北沢 隆夫	課長	砂防課	1号車	
早川 光一	班長	砂防課 砂防班	2号車	
高尾 篤史	課長	森林保全課	2号車	
上家 信	班長	森林保全課 治山班	1号車	
		(株)日本旅行 静岡支店	1号車	ツアー会社

(計 6名)

## 6 視察行程

(1日目)

富士山静岡空港—FDA143 便—福岡空港—熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野（阿蘇大橋地区）—同阿蘇郡南阿蘇村立野（北法立A地区）—ザ・ニューホテル熊本

(2日目)

ホテル発—熊本県菊池市旭志（狐塚川地区）—同菊池市旭志（湯舟川地区）—鹿児島空港—FDA134 便—富士山静岡空港

## 7 対応者

国土交通省九州地方整備局熊本復興事務所 野村副所長

熊本県農林水産部森林保全課 古賀課長、山部課長補佐、家入治山班長

熊本県土木部砂防課 植野審議員、渡邊主幹

熊本県北広域本部土木部 森部長 他

熊本県土木部砂防課 植野審議員、渡邊主幹

## 8 聴取内容

○7月11日（水）

1) 視察先 阿蘇大橋地区 直轄砂防災害関連緊急事業

（熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野）

対応者国土交通省九州地方整備局熊本復興事務所 野村副所長

・平成28年熊本地震（4月16日発生）において、現地では幅約240m、長さ約700mにも及ぶ大規模崩壊が発生し、橋脚落下や土砂崩れなど、国道57号やJR豊肥線が寸断されるなどの甚大な被害が発生した。

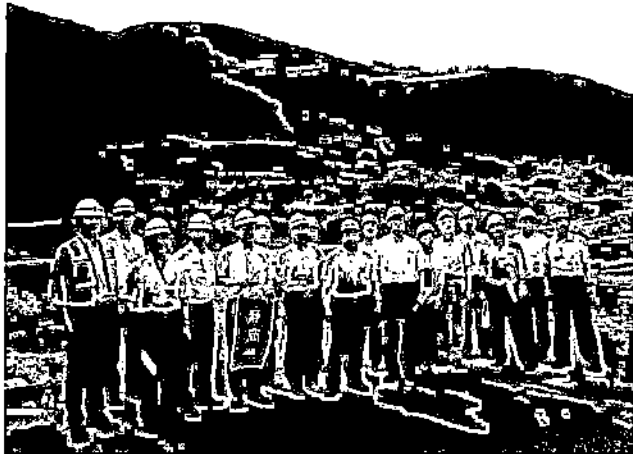
・視察当時には、国道57号線脇の斜面上部に残る多量の不安定土砂の崩落による二次災害を防止するため、国直轄により緊急的な対策工事が実施されていた。

・当該崩壊では、直下の国道57号及びJR豊肥線を埋塞、（一）黒川に多量（約50万m<sup>3</sup>）の土砂が流入したほか、（一）黒川に架橋していた国道325号阿蘇大橋が落橋する被害が発生した。（阿蘇大橋新橋は、数百メートル下流に架橋工事中である。）



・対策工事は、斜面上部の急斜面部では、凸部分の不安定土砂の除却を行った後、現在はアンカー工やネット工による風化・侵食防止対策を実施しており、斜面下部の緩傾斜部では、現在、土砂の流出を防止するための鋼製土留擁壁の設置を実施している。

- ・施工に当たっては、斜面上部の亀裂部に伸縮計等の観測計器を設置・監視しているほか、斜面上下部での同時期作業を可能とするため、斜面中腹部に土留盛土を2箇所設置して、安全な作業環境の構築を図っている。
- ・斜面凸部の不安定な土砂の除却や土留盛土の設置に当たっては、作業員の安全確保のため最大14台の無人化機械による工事が実施されている。降雨や霧中での作業は困難だが、細心の注意を払いながら安全かつ効率的に事業が進められていた。

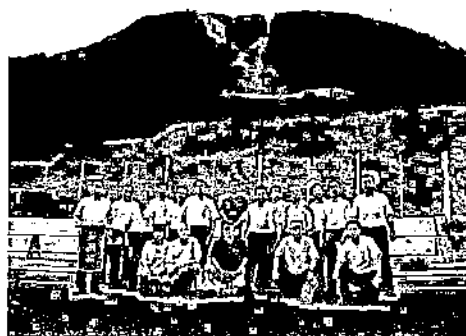


## 2) 視察先 北法立A地区 災害関連緊急治山事業

(熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野)

応対者 熊本県農林水産部森林保全課 古賀課長、  
山部課長補佐、家入治山班長

- ・平成28年熊本地震(4月16日発生)、その後の6月20日の集中豪雨により、JR豊肥線脇斜面において幅約30~60m、長さ約400mの大規模崩壊が発生し、熊本県により更なる拡大崩壊の発生を防止するための緊急的な対策工事を実施され(H30.5完成)、その現場を視察した。



- ・当該箇所は、4月の地震により斜面上部で崩壊が発生していたが、6月の豪雨により拡大崩壊したもので、直下のJR豊肥線及び国道57号、県道を埋塞させた。
- ・対策工事は、吹付砕工やモルタル吹付工等の山腹工を実施しており、JR豊肥線軌道敷はJRによる災害復旧となっている。(今後復旧工事を開始する予定)

・当該箇所を含む周辺の森林域全般において、地震による亀裂等の把握を航空レーザー計測で実施しており、亀裂を確認した箇所では保全対象の関係から特に重要な箇所では、現地に伸縮計や雨量計を設置・監視している。（地震後は亀裂が縮んでいる箇所もある）

○7月12日（木）

1) 視察先 狐塚川地区 災害関連緊急砂防事業（熊本県菊池市旭志）

応対者 熊本県土木部砂防課 植野審議員、渡邊主幹

熊本県県北広域本部土木部 森部長 他

・現地は、平成24年7月12日の九州北部豪雨により溪流上流部で斜面崩壊が発生したことで崩壊土砂（推定土砂量約44,000m<sup>3</sup>）による土石流が発生した箇所であり、直下の市道橋梁で塞ぎ上げが発生したため、市道上を約3kmにわたって土石流が流下した。

・現地の市道橋梁直上部には、砂防ソイルセメントを活用した砂防堰堤を1基設置する工事が実施され（平成26年度に完成）その現場を視察した。

・現在は、防災・安全交付金事業にて下流側に砂防堰堤の追加整備工事を実施中である（残り3基を平成33年度までに完成予定）。

・被災直後より、現地に監視カメラやワイヤーセンサー、サイレン付警報機を設置するなど、警戒避難体制の整備や住民への情報提供を積極的に実施するなど、住民の不安解消に向けた取り組みが進められている。



2) 視察先 湯舟川地区 防災・安全交付金事業（熊本県菊池市旭志）

※時間の都合上、バス車内での資料説明のみとなった。

応対者 熊本県土木部砂防課 植野審議員、渡邊主幹

・狐塚川の近接溪流であり、平成20年度より防災・安全交付金事業にて砂防堰堤の整備工事を順次実施している。

・現在、計画上の最終1基の砂防堰堤整備工事を実施中で、今年度完成予定である。

## 9 総括

南阿蘇村では、地震発生から2年余が経過したが、車窓から見える斜面には至る所に崩壊の発生跡が確認できるほか、人家裏や道路沿いでは、現在も鋭意、対策工事が実施されていた。

また、菊池市旭志地区の現場においても、橋梁には土石流の痕跡が現在も残っており、土砂災害の被害の大きさを感じさせられた。

参加された議員からは、無人化施工の実績や流出土砂への対応方法など、説明者との間で活発な質疑応答が行われるなど、今後の本県における治山・砂防事業推進の必要性を共有する有意義な視察となった。

#### 治山砂防事業推進議員連盟熊本県現地視察について

報告書記載の通りであります。今の時代どんなに科学技術が発達しても地震、豪雨の予測がいかに難しいか、熊本県の予測不能な豪雨と大地震を目の当たりにして、全国一律に安全対策を行うには財政規模からいって難しいと思われる。もちろん人命対策が第一でありますから、いかに予知予報をきめ細かく出すのが最重要であります。社会資本の損害はいずれ復旧出来るが、一度失われた人の命は元には戻らないのです。防災工事、復旧工事も大事ですが、いかに県民を安全に避難させるかに注力すべきである

県会議員 桜井勝郎



整理番号 42

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )


経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 ( 30年 8月分)		
年月日	平成30年 8月29日~平成	年 月 日	金額 10,336 円

目的																			
使途																			
政務活動・ 県政との 関連性																			
《領収書貼付枠》	<table border="1"> <tr> <td>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</td> <td>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</td> </tr> <tr> <td>ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様</td> <td>ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様</td> </tr> <tr> <td>お客様番号</td> <td>お客様番号</td> </tr> <tr> <td>2018年 8月ご請求分</td> <td>2018年 8月ご請求分</td> </tr> <tr> <td>金額(円) ¥5,645-</td> <td>金額(円) ¥4,691-</td> </tr> <tr> <td>受取人 NTTファイナンス株式会社</td> <td>受取人 NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</td> <td>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</td> </tr> <tr> <td>領収日 附印 18.8.29</td> <td>領収日 附印 18.8.29</td> </tr> <tr> <td>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</td> <td>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</td> </tr> </table>	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様	ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様	お客様番号	お客様番号	2018年 8月ご請求分	2018年 8月ご請求分	金額(円) ¥5,645-	金額(円) ¥4,691-	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領収日 附印 18.8.29	領収日 附印 18.8.29	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分																		
ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様	ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様																		
お客様番号	お客様番号																		
2018年 8月ご請求分	2018年 8月ご請求分																		
金額(円) ¥5,645-	金額(円) ¥4,691-																		
受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社																		
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	お問合せ先 (無料) 0800-3335550																		
領収日 附印 18.8.29	領収日 附印 18.8.29																		
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,336 円	100%	10,336 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 43

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・懇談会等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 (ラジオ放送料)		
年月日	平成30年8月1日~平成30年8月31日	金額	59,400 円

目的	県政の啓蒙活動
使途	30年8月分ラジオ放送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政の最新情報の発信

《領収書貼付枠》

領収証 桜井勝郎 様 No. \_\_\_\_\_

金額 ¥59,400-

内訳 8月分ラジオ放送料

現金 〃 〃


小切手 / 〃

手形 / 〃

消費税額等(8%)2,400円

平成30年8月9日 上記正に領収いたしました

静岡県島田市中心町5番の1  
株式会社FM島田  
代表取締役 八木和夫



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	59,400 円	100%	59,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 44

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	平成30年7月15日~平成30年8月15日	金額	3,888 円

目的	資料等のコピー
使途	30年8月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動、県政関連資料などの作成
《領収書貼付枠》	

領収証 No. 002451

桜井勝郎事務所 様 30年8月27日

金額	4,388.8
----	---------

内 消費税等 288

目 コピー保存料

上記正に領収いたしました。

文具・事務機器・オフィス家具

株式会社 サワムラ事務器

〒427-0006 島田市阿知ヶ谷2-9-6  
TEL <0547> 35-6344  
FAX <0547> 36-1936



現金  
小切手

HiSAKO #N1779[50] J597840

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,888 円	100%	3,888 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 45

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>				
内容	事務員雇用 ( 30年 8 月分)				
年月日	平成30年 8 月 1 日~平成30年 8 月 31 日	金額	170,000 円		

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

給与支払明細書

平成30年8月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
	35,000			35,000			35,000	
	32,500			32,500			32,500	
	22,500			22,500			22,500	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
合計	170,000			170,000			170,000	

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	170,000 円	100%	170,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	46
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	--

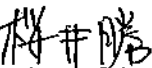

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	610	18円× 610 km / km	10,980

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名  

《領収書貼付枠》
----------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,980 円	100%	10,980 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(Km)
8月1日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月2日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月3日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月6日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月8日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月9日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月15日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月17日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月20日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
8月22日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
合 計			610